

茅ヶ崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第26号

茅ヶ崎市契約規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第40条に次の1項を加える。

- 6 契約者は、第1項又は前項の規定による保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証書を提出したものとみなす。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。